

令和3年度

# 新事業展開等促進補助事業 (新事業開発コース) のご案内

創業や経営革新等に必要な新商品・新技術・新役務(サービス)の開発及び販路開拓などの新たな取組に対し、要する経費の一部を補助します。

補助率	補助上限額
<b>1/2</b> ※	<b>300</b> 万円

※県の推進する重点推進分野に関する事業の場合は、

補助率 **2/3**

対象者

- 県内の創業者、県内に事業所を有する中小企業者、NPO法人、農事組合法人等
- 中小企業者等と農林漁業者の連携体

対象事業

- ①新商品・新技術・新役務(サービス)の開発
- ②試作品の販路開拓

募集期間

**令和3年6月15日(火)～令和3年7月27日(火)**

※事業説明会を実施します。⇒詳細は、説明会・相談会案内チラシをご覧ください。

スケジュール

事前審査	令和3年8月上旬～8月中旬実施予定
審査委員会審査 (プレゼン審査)	令和3年9月中旬
交付決定	令和3年9月下旬予定
事業実施期間	交付決定日から令和5年3月31日(最大)まで

※ 令和3年9月以降に令和4年度事業を公募予定

詳細は裏面をご覧ください。

申込先・  
問合せ先



(公財)21あおり産業総合支援センター 総合支援課

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル7階

電話:017-777-4066 FAX:017-721-2514

E-mail:soudan@21aomori.or.jp

## 1. 補助事業・対象経費・限度額等

①新商品・新技術・新役務(サービス)の開発 / ②試作品の販路開拓

項目	要件
補助期間	最大2か年
補助率	1/2 (※2/3) ※県の推進する重点推進分野に関する事業の場合
限度額	300万円
補助対象経費	専門家謝金、旅費(専門家、職員)会場借上料、通信運搬費、借損料(リース、レンタル料)、印刷製本費、資料購入費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、受講料、消耗品費、原材料費、備品費(汎用機器は除く。)、外注加工費、研究開発費、委託費、知財取得費(知財出願経費、技術導入費、先行技術調査費)

## 2. 県の推進する重点推進分野に関する事業とは

以下分野に関する事業の場合は、補助率が2/3となります。

①アグリ関連事業	○本県の強みである食を更に伸ばし、生産性・収益性を向上させていく取組 (農工ベストミックス型産業(農商工連携による商品開発等を含む)等)
②ライフ関連事業	○人口減少、少子化、高齢化の加速による社会変化、産業需要に対応する取組 (医療・健康福祉関連産業(医福工連携分野、サービス分野、プロダクト分野)、生活関連サービス産業等)
③グリーン関連事業	○本県の強みであるエネルギーを生かし、関連産業を創出していく取組 (再生可能エネルギー産業、環境関連産業、グリーン・モビリティ関連産業等)
④知的財産活用事業	○知的財産を活用した企業経営に資する取組
⑤その他経済を回す取組及び事業	○国内外からの投資を呼び込み、域内循環を進める取組、新しい生活様式に対応した取組 (観光関連産業、物流関連産業、情報関連産業等)

## 3. 事業目標

本事業実施による事業目標を必ず設定していただきます。(以下抜粋)

- 補助事業終了後の付加価値額※又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上であること。
- 補助事業終了後1年以内に給与支給総額年率平均1.5%以上増加すること。
- 補助事業終了後、3年以内に事業化すること。

※ 付加価値額とは、製品の生産活動やサービスの提供活動を行うことにより、新たに加えられた価値で、以下の算出によります。 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

## 4. 応募方法

下記(公財)21あおり産業総合支援センターのHPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに提出先までご送付又はご持参ください。

(公財)21あおり産業総合支援センターホームページ URL

<https://www.21aomori.or.jp/jyosei/>

21あおり 補助金 で検索